

教科用図書検定規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（申請図書等の適切な管理）</p> <p>第六條 検定の申請者は、文部科学大臣が定めるところにより、申請図書その他の検定審査に関する資料及び審査内容（第七條第三項において「申請図書等」という。）について適切に管理を行うものとする。</p> <p>（申請図書の審査）</p> <p>第七條 「略」</p> <p>2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為を行った申請者によるものであるが、当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該行為が認められた年度を含む当該種目の申請を行うことができる直近の一の年度（第十二條第一項の規定による再申請を行うことができる年度を含み、第四條第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合には当該二以上の年度とする。）に行われる検定審査に限り、当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、文部科学大臣は、申請図書が特定行為（申請図書等の不適切な情報管理その他の検定審査に重大な影響を及ぼ</p>	<p>第六條 削除</p> <p>（申請図書の審査）</p> <p>第七條 「略」</p> <p>2 文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為を行った申請者によるものであるが、当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該行為が認められたときから直近の一の年度（第四條第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合は、二以上の年度）に限り、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>「項を加える」</p>

すものとして文部科学大臣が別に定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行つた申請者によるものであるときは、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める検定審査に限り、当該申請図書について検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

一 検定の申請から検定の決定又は検定審査不合格の決定が行われるまでの期間に、当該申請図書に係る当該特定行為が認められた場合
当該期間に行われる検定審査

二 前号に規定する期間以外の期間に当該申請者の特定行為が認められた場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該特定行為がなされた図書の属する種目と同一の種目の図書について、当該特定行為が認められたときから直近の一の年度(第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたつて申請を行うことができる種目として告示されている場合には当該二以上の年度とする。)に行われる検定審査

三 第一号に規定する期間以外の期間に当該申請者の特定行為が認められた後、当該特定行為がなされた図書について第十二条第一項の規定による再申請が可能であつた場合 当該特定行為が認められたときから直近の再申請に基づいて行われる検定審査

(不合格図書の再申請)

第十二条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条第一項若しくは第三項又は第十条第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部

(不合格図書の再申請)

第十二条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第七条第一項又は第十条第二項若しくは第三項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に

科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

- 2|| 前項の規定による再申請は、一の図書につき二回を超えて行うことができない。

(検定審査料)

第十三条 検定審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、小学校用の図書にあつては二百七十円、中学校用の図書にあつては四百四十円、高等学校用の図書にあつては五百四十円に乘じて得た額とする。ただし、これによつて算定した額が申請図書一件につき五万四千円未満のときは、五万四千円とする。

- 2|| 検定審査料は、初等中等教育局長が別に定める日までに国庫に納付しなければならない。

- 3|| 前項に規定する支払期日までに検定審査料を納付しないときは、検定の審査を行わないものとする。

- 4|| 検定審査料の納付の方法については、初等中等教育局長が別に定める。

- 5|| 検定審査料は、これを納付した後においては、返還しない。

第三章 検定済図書の訂正等

(参照するウェブサイトの内容の変更の手續)

第十五条の二 検定を経た図書について、当該図書中に記載されているウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを

定める期間内に再申請することができる。

〔項を加える〕

(検定審査料)

第十三条 検定の審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、小学校用の図書にあつては二百七十円、中学校用の図書にあつては四百四十円、高等学校用の図書にあつては五百四十円に乘じて得た額とする。ただし、これによつて算定した額が申請図書一件につき五万四千円未満のときは、五万四千円とする。

〔項を加える〕

〔項を加える〕

〔項を加える〕

- 2|| 納付した検定審査料は返還しない。

第三章 検定済図書の訂正

〔条を加える〕

<p>含む。) によって参照するウェブサイトの内容を変更しようとするときは、発行者は、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ報告するものとする。</p> <p>2 前項の報告をしようとする者は、文部科学大臣が別に定める様式による変更報告書を文部科学大臣に提出するものとする。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載および対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	